

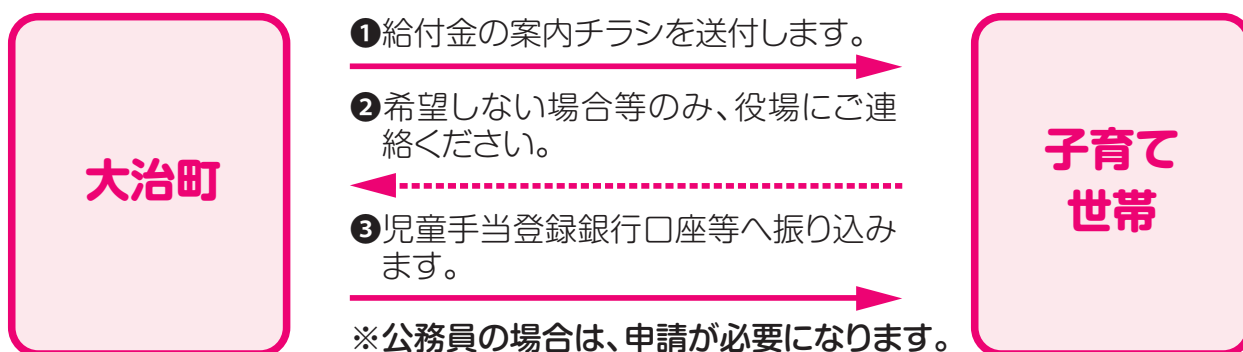
令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金および 大治町子育て世帯臨時特別給付金(町独自分)

国が実施する子育て世帯への臨時特別給付金(対象児童1人につき、1万円)に大治町独自支援策として対象児童1人につき1万円上乗せして支給します。

※「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当(本則給付)を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)に対する臨時特別の給付金(一時金)です。

※大治町子育て世帯臨時特別給付金(町独自分)は、令和2年度補正予算の成立が前提となります。

原則、申請は不要です。大治町では、6月下旬に支給する見込みです。



Q&A

Q. 誰が支給対象者になりますか？

A. 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)の支給を受けている方です。対象児童は、3月31日までに生まれた児童であり、3月まで中学生だった児童(新高校1年生)も含まれます。※特例給付の受給を受けている方は対象外です。

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日(令和2年3月31日)時点での居住市町村から支給されますので、4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問合せください。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

Q. 公務員への支給方法はどちらになりますか？

A. 公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請してください。

子育て世帯への臨時特別給付金に関して振り込め詐欺や個人情報の詐取に注意してください

ご自宅や職場などに町から問合せを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに役場子育て支援課の窓口または最寄りの警察にご連絡ください。

問合せ先 役場 子育て支援課 内線166・167